令和6年10月号

e~ろうむ.net

(い い 労 務)

転職者の離職理由と賃金の変動状況

~厚生労働省「令和5年 雇用動向調査」より

◆入職率、離職率ともに上昇

厚生労働省は令和5年「雇用動向調査」を公表しました。これによれば、入職率 16.4%(前年比1.2ポイント上昇)、離職率 15.4%(前年比0.4ポイント上昇)と、いずれも前年を上回る数字となっています。また、入職超過率は1.0ポイントとなっており、前年と比べて0.8ポイント拡大しています。

◆転職入職者が前職を辞めた理由

「令和5年1年間の転職入職者(入職者のうち、入職前1年間に就業経験のある者)が前職を辞めた理由をみると、男性は「その他の個人的理由」、「その他の理由(出向等を含む)」を除くと「定年・契約期間の満了」16.9%が最も多く、次いで「職場の人間関係が好ましくなかった」9.1%となっています。女性は「その他の個人的理由」を除くと「職場の人間関係が好ましくなかった」13.0%が最も多く、次いで「労働時間、休日等の労働条件が悪かった」11.1%となっています。

また、前年と比べて上昇幅が最も大きいのは、男性は「仕事の内容に興味を持てなかった」(2.9 ポイント)で、女性は「職場の人間関係が好ましくなかった」(2.6 ポイント)となっています。

◆転職入職者の賃金変動状況

転職入職者の賃金変動状況をみると、前職の賃金に比べ「増加」した割合が 37.2% (前年比 2.3 ポイント上昇)、「減少」した割合は 32.4% (前年比 1.5 ポイント低下)、「変わらない」の割合は 28.8%となっています。また、「増加」のうち「1割以上の増加」は 25.6%、「減少」のうち「1割以上の減少」は 23.4%となっています。

連絡先:〒160-0023

東京都新宿区西新宿 4-1-10-205 社会保険労務士事務所NKサポート

電 話: 03-6304-2745 FAX: 03-6304-2744

e - m a i 1 : info@e-606.net

現在、転職市場が活性化しており、若年者に限らず ミドル層の転職も増えているようです。企業として は、他社の状況も踏まえつつ労働条件や社内環境等に ついてはよく考えていきたいところです。

企業の7割がカスハラ対策未対応 ~東京商エリサーチ調査結果より

東京商工リサーチは、「企業のカスタマーハラスメント」に関する調査結果を公表しました。この調査は8月上旬にインターネットによるアンケートで実施し、5,748社から回答を得て集計されたものです。

◆約2割の企業がカスハラを経験

「貴社では直近1年間でカスタマーハラスメントを受けたことはありますか」という質問に対し、「ある」と回答した企業は19.1%(1,103社)でした。規模別では、資本金1億円以上の大企業の26.1%(567社中、148社)がカスハラを受けており、中小企業は18.4%(5,181社中、955社)でした。取引先や顧客が多い大企業のほうがクレームを受ける機会が多いことがわかります。

職種別では、宿泊業が72.0%(25 社中、18 社)で 最も多く、次いで、飲食業、タクシーやバスなどの道 路旅客運送業、サービス業、小売業が上位を占めてい ます。

◆休職や退職が発生した企業も

「カスタマーハラスメントの内容はどのようなものでしたか」という質問に対し、「口調が攻撃的・威圧的だった」が 73.1% (1,047 社中、766 社) で最も多く、次いで、「長時間(期間)にわたって対応を余儀なくされた」、「大きな声を上げられた」、「一方的に話し続けられた」、「過度に謝罪を要求された」

が続いています。

また、カスハラを受けたことがある企業のうち、 13.5% (1,040 社中、141 社) がカスハラによって 「休職や退職が発生した」と回答しています。

◆カスハラ対策の義務化検討

「カスタマーハラスメントについて、どのような対策を講じていますか」という質問に対し、71.5% (5,651 社中、4,041 社)が「特に対策は講じていない」と回答しています。一方、対策を講じている企業は、「従業員向けの研修」、「従業員向けの相談窓口の設置」、「カスタマーハラスメントの対応方針(に類するものを含む)の策定」などの対策に取り組んでいます。

政府は、企業へのカスハラ対策の義務化について、 労働施策総合推進法の改正を検討しており、来年の 通常国会に改正案を提出する予定です。企業は、従 業員が安心して働ける職場環境をつくるためにカ スハラ対策に取り組むことが必要となります。

10月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局 または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に<mark>採</mark> 用した労働者がいる場合>「公共職業安定所〕

31 日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 3 期分> 「郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

[公共職業安定所]

○ 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない 場合)<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]